

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（自治体間の教育費格差特集号） 2024年5月27日 NO.673

自治体間の教育費格差が拡大

是正のためには国の責任と財源の確保が必要

東京都と近隣3県（埼玉県、千葉県、神奈川県）との教育費の格差が拡大しています。高校授業料の無償化の所得制限撤廃、018サポート（子ども一人当たり月額5千円支給）、学校給食費の負担軽減、第2子の保育料無償化、子ども医療費の助成などで、周辺自治体と地域間格差が拡大しています。

近隣3県知事が国に地域間格差是正を要望

自治体の財政状況によって、子育て政策に地域間格差が生じています。格差是正のためには、国の責任と財源により必要な措置を講ずることが必要です。東京都の独自の政策は、地方自治として尊重されるべきです。

関東地方知事会が国への要望書をまとめる

10都県で構成する関東地方知事会は、自治体間で教育費負担の格差が大きいとして、国に財政措置や就学支援金の拡充を求める要望書をまとめました。

「住んでいる地域により高校における教育費負担に差が生じないように国が財源を確保し、責任をもって無償化を図るべき」としました。

中央教育審議会特別部会が教職調整額10%以上支給などの「審議のまとめ」を公表

人材確保法による一般行政職員との給与比較における優遇は解消されているとされています（月収ベースで7.42%増→0.35%増に減少）。「教職調整額の率については、少なくとも10%以上とすることが必要」。新たな職と級の創設。学級担任の手当増。

在校等時間の月80時間超の教員をゼロに、その上で、すべての教員が月45時間以内に、将来的には月20時間程度となることを目指す。恒常的な時間外労働（小学校教員は月41時間、中学校教員は月58時間の時間外在校等時間で、一般行政職は月15時間の時間外勤務時間）。勤務間インターバルの導入。

小学校の35人学級。小学校高学年の教科担任制。教員業務支援員等の支援スタッフの配置。部活動の地域への移行。ICTの活用による業務の効率化など。

来年の通常国会に法案を提出する予定。パブリックコメントを実施して、広く意見を聞く方針だという。

議論の中では、時間外手当を支給するべきだとの意見もあったが、1971年制定の給特法で定められた教職調整額を10%以上に引き上げるということで決着したという。

「定額働かせ放題」となった経緯は？

1971年に教特法が制定され、教員の仕事は特殊性があり勤務時間の線引きができないとして、残業代を支払わずに一律4%分（8時間分）を上乗せする仕組みができました。

1974年には、優れた人材を確保するため教員給与を一般の公務員より優遇する人材確保法が制定され、7%の優遇分が確保されました。

法律の制定当時と現在の勤務実態は、かけ離れています。勤務時間に応じた残業代が支払われない仕組みは、長時間労働を助長し、「定額働かせ放題」となっています。教特法の廃止をもとめる声が上がっています。

文部科学省が教員の給与制度に関するNHK報道に的外れの抗議を行う

文部科学省は、中央教育審議会特別部会がまとめた「審議のまとめ」に関し、教員の給与制度を「『定額働かせ放題』ともいわれる枠組みは残る」と報道したNHKに対し、抗議文を出し、ホームページに掲載しました。「一面的なもので大変遺憾」だとしました。「現行の仕組みや経緯、背景に触れることなく、国民に誤解を与えるような表現で報じた」としました。盛山文部科学大臣は、「報道機関に圧力をかけようということではなく、多面的、公平公正に取り扱う報道をお願いしたものだ」と述べました。

「定額働かせ放題」は現行の教員給与制度を的確に表現したもの

教員の給与制度に関しては、管理職に勤務時間を減らす動機が働かないとして、「定額働かせ放題」という言葉を使って、教員の置かれた現状が伝えられてきました。一面的な表現ではなく、教員の実態を的確にとらえたものです。現場の実態を表現したものです。「抗議文を出すほどのことではない」「報道内容が偏っているとは思わなかった」という声も、文部科学省内にはあったという。

NHKには、圧力に屈することなく、委縮や忖度をせず、権力批判というマスメディアの役割を果たしてもらいたいものです。

夏が近づいてきた 学校プールは委託が進行

学校プールの水泳授業が、変わりつつあります。夏の学校で行われていた水泳授業が、変化しています。学校プールには、課題があります。全国的に施設の老朽化が進み、その改修のためには億単位のお金がかかります。最近の気候変動による酷暑や豪雨によって授業ができない日が増加しています。プールの維持管理には教員の負担が大きいなどです。葛飾区や多摩市などでは、外部の民間スポーツクラブで水泳授業を行うことを始めています。民間等のプールを利用すると経費の負担が削減できる、熱中症リスクが減少し天候にも左右されることもない、教員の働き方改革にもなっているなどの理由によるものです。課題は、移動時間（徒歩やバス利用）をどう確保するのかだといえます。

子どもには概ね評判が良いが、問題点も残る

学校プールの委託は、学校教育や地域スポーツの後退とならないか。学習指導要領では「適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げる」とあります。民間のスイミングスクールなどは競泳を中心とした指導であるため、目的に違いがあります。子どもたちが楽しみにしていた夏休みや地域のプール開放がなくなってしまう。民間のスポーツクラブが撤退した場合に授業が確保できるのか。問題点も残ります。